

高須保育園（本園） 第二高須保育園（分園） 重要事項説明書

1 事業者

- 事業者の名称 社会福祉法人若潮福祉会
- 代表者名 理事長 永友良一
- 法人の所在地 鹿児島県鹿屋市高須町 1389 番地 電話番号 0994-47-2029
- 定款の目的に定めた事業 第2種社会福祉事業
 - (イ) 幼保連携型認定こども園の経営 (ロ) 一時預かり事業
 - (ハ) 乳児等通園支援事業 (ニ) 障害児通所支援事業の経営

2 事業の目的及び運営方針

- (1) 幼保連携型認定こども園高須保育園及び幼保連携型認定こども園第二高須保育園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境においてその心身の発達を援助するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行う事を目的とする。
- (2) 当園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

3 園の概要

名 称	高須保育園	第二高須保育園
所 在 地	〒893-0054 鹿児島県鹿屋市高須町 1389	〒893-0067 鹿児島県鹿屋市大浦町 14013-7
電 話 番 号	0994-47-2029	0994-52-1365
法人設立登記年月日		昭和 55 年 9 月 2 日
園 長 名		永友 豪
利用定員 69 名	3・4・5歳児 38名	0・1・2歳児 31名
内 訳	1号認定	3歳以上児 10名
	2号認定	3歳以上児 28名
	3号認定	3歳未満児 26名
敷地面積	1,348.08 m ²	1,035.09 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	鉄骨造 2階建て
建物延べ	378.7 m ²	478.56 m ²
乳児室・ほふく室	66.33 m ²	71.3 m ²
保育室・プレイルーム等	134.4 m ²	154.8 m ²
調理室	23.64 m ²	22.9 m ²
医務室・事務室	38.2 m ²	14.1 m ²

※ 本園では3歳以上児、分園では3歳未満児の保育を行っています。そのため本園～分園間の移動については園所有のマイクロバスにて行います。（無料）

4 職員体制

	園長	副園長	主幹保育教諭	保育教諭	看護師	保育補助	調理員	嘱託医	薬剤師
本園	1人	1人	1人	4人以上		1人以上	1人	2人	1人
分園			1人	4人以上	1人		1人		1人

5 教育・保育を提供する日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで（2号・3号認定） 月曜日から金曜日まで（1号認定）	
2号・3号認定	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時45分～午後4時45分（8時間）
1号認定	教育時間	午前8時45分～午後12時45分（4時間） 上記以外の時間帯は一時預かりで対応いたします。
延長保育	保育標準時間	午後6時00分～午後6時30分
	保育短時間	午後4時45分～午後6時30分
開所時間	こども園	午前7時00分～午後6時00分
	乳児等通園支援事業	午前8時00分～午後4時00分
休業日	日曜日・祝日（1号認定のみ夏季休暇【8月1日～8月31日】） 年末年始（12月29日～1月3日） 年度末（3月30日、31日） ※ 感染症流行時、警報発令時には休園することがあります。 ※ 職員研修のため、午前保育を行うことがあります。	

（1）延長保育について

- ・延長保育は午後6時30分までです。これ以降は、原則としてお預かりできません。
- ・体調不良や事故など、やむを得ない事情でお迎えが遅れる場合は必ずご連絡ください。
- ・ご連絡がない場合、またはやむを得ない事情がないままお迎えが午後6時30分を過ぎた場合、保育教諭の時間外勤務手当相当額（1,500円～）をご負担いただきます。
- ・児童票に記載された緊急連絡先へ連絡がつかず、かつお迎えがない場合は、児童の安全確保のため行政機関と連携のうえ、児童相談所による一時保護の措置をとらせていただく場合がございます。

（2）登園時間について

- ・当園は午前7時に開所いたします。開所前の時間帯は、準備等のためお預かりできません。登園時間の確認には、園の登降園システム（P C画面）の時計をご参照ください。
- ・登園の有無について、職員の業務負担軽減のため園から保護者へ個別にご連絡することは基本的に行っておりません。体調不良や私用などで欠席の際は、午前9時30分までに必ずお電話にてご連絡ください。
- ・分園～本園間の送迎バスをご利用の方は、バス乗車前の準備などがございますので午前8時45分までの登園をお願いいたします。なお、8時45分を過ぎてもご連絡がなく登園されていない場合、バスはそのまま出発いたしますのでご了承ください。
- ・バスの出発時間に間に合わなかった場合は、お手数ですが本園まで直接お連れいただきますようお願いいたします。

(3) 乳児等通園支援事業利用者の登降園について

- ・「こども誰でも通園制度」利用者ページより利用日の仮登録を行い、事業者が予約確定操作を行った時点で利用日が確定となります。予約は利用予定日の5日前から可能です。
- ・利用日当日は予約時間10分前から登園可能です。登降園の際は園の入口にあるQRコードを読み取り、登降園時間の登録を行ってください。

6 利用料について

- (1) 保育料：当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払い頂きます。
(2) 特定教育・保育の提供に要する費用をお支払い頂きます。

[1] 食事の提供に要する費用

	月額	途中入退園の日割り負担額
1号認定園児	4,500円	225円
2号認定園児	4,500円	180円

※「年収360万円未満相当の世帯の子ども」及び「所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども」については、食事の提供に要する費用が免除となります。

[2] 特定教育・保育の提供における便宜に要する、園長が定める費用。

- (3) 教育標準時間認定を受けた子どもが預かり保育を利用した場合、預かり保育の提供に要する費用の一部として、預かり保育利用料を支払っていただきます。

[1] 満3歳児に達する日以後最初の3月31日を経過した教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育利用料 450円／日

※居住する市町村から保育の必要性の認定を受けている子どもは、預かり保育利用料の無償化（上限11,300円）の対象となります。

[2] 満3歳児に達する日以後最初の3月31日までの間にある教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育利用料

- ① 内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であると園長が認める子ども 免除

※当園に保護者の勤務証明書等の提出が必要となります。

- ② 上記①以外の子ども 450円／日

- (4) 保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた子どもが延長保育を利用した場合、延長保育の提供に要する費用の一部として、延長保育利用料を支払っていただきます。

[1] 保育標準時間認定を受けた子どもの延長保育利用料

18時00分から18時30分まで 無料

[2] 保育短時間認定を受けた子どもの延長保育利用料

基本保育時間を超えた30分ごと 100円

- (5) 毎月その月分の基本保育料及び食事の提供に要する費用並びに前月分の預かり保育利用料については、当園が指定する期日（毎月25日※金融機関休業日の場合はその翌営業日）に口座振替により支払っていただきます。なお、領収証は発行しないものとしますが、口座振替が行われた事実について、書面による証明が必要な保護者には、証明書若しくは領収証を発行します。

- (6) 口座振替の手続きが金融機関等の都合で間に合わなかった場合又は途中入園園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の徴収方法並びに途中退園園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の返還方法については、保護者と話し合いの上決定します。

- (7) 当園が指定する期日に口座振替ができなかった場合は、当園が指定する期日までに現金にて徴収を行います。
- (8) 特定教育・保育において提供する便宜に要する費用が生じた場合は、その都度保護者に説明の上現金により支払っていただきます。
- (9) 退園後も未納分の利用料について請求致します。
- (10) 乳児等通園支援事業利用料について

内 容	単 位	金 額
保 育 料	1 時間	300 円
給 食 費	1 食	200 円
延長利用料	1 時間	500 円

- ・ 保育料につきましては、登園の登録をした時間から料金が発生し、降園の登録をした時点で利用料が確定いたします。
- ・ 領収書は「こども誰でも通園制度」マイページよりダウンロードいただけます。別途紙で必要な場合はご用意いたしますので、職員へ必要な旨お声かけください。
- ・ 利用終了予定時刻を 15 分過ぎた時点でお迎えに来ていない場合、1 時間分の料金が発生し、月の上限時間分（10 時間）の枠も消費いたしますのでご了承ください。
- ・ 月 10 時間の上限分を超えての利用は原則できません。10 時間を超え、かつお迎えが利用予定時刻を 15 分以上過ぎてしまった場合は「延長利用料」として 500 円徴収いたしますのでご了承ください。
- ・ キャンセル料は無料です。

7 特定教育・保育の特色

- (1) 理念：「自分はこの園で愛されているんだ」と感じられる環境を通して、豊かに生きる力の基礎を育みます。
 - (ア) 地域の自然と触れ合い、たくましい心と体を育てます
 - (イ) 個性を尊重し、豊かな発想をする力を育てます
- (2) 虐待の防止：子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。また、登園した園児の様子から虐待が疑われる場合は市町村及び児童相談所へ通告を行います。
- (3) ピアノ等を使った音感教育。体育指導者によるスポーツ教室。漢字を取り入れた石井式国語教育。その他様々な教育・保育活動を通して子どもたちの興味、探求心から発する気持ちを大切にしています。

8 利用の開始及び終了に当たっての留意事項

(1) 利用の開始

教育標準時間認定を受ける子どもは、保護者が当園に申し込みを行い、市町村の認定を受けたのちに利用開始となります。また、保育時間認定を受ける子どもは、市町村が行う利用調整等により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときに利用開始となります。

(2) 利用の終了

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・ 利用する乳幼児が就学したとき
- ・ 2号認定、3号認定の保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・ 1号認定利用修了の申出があったとき
- ・ 保育に係る費用を3ヶ月以上滞納し、当園の督促等に対して誠意を持って対応しないとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ・ 園と保護者との間で信頼関係が築けないと判断したとき

9 嘴託医等

まつだこどもクリニック	よつもと矯正歯科	ひとみ薬局
松田 幸久	四元 みか	【本園】山田 康博 【分園】給分 謙司郎
鹿屋市西原2丁目35-3	鹿屋市寿4-4-11	鹿屋市寿4丁目14-13
0994-52-0507	0994-41-7633	0994-40-1593

10 保護者会

大白浜会 園の運営や園児のすこやかな成長に寄与することを目的とした組織です。

11 緊急時における対応方法

高須保育園業務マニュアルによる。

【管轄する消防署】

消防署名	大隅肝属地区中央消防署
所在地	鹿屋市新川町800
電話番号	0994-43-1188

【管轄する警察署】

警察署名	鹿屋警察署 高須駐在所	鹿屋警察署
所在地	鹿屋市高須町1619-2	鹿屋市寿3-8-30
電話番号	0994-47-2040	0994-44-0110

12 非常災害対策

防火管理者	【本園】永友 豪	【分園】永友 さおり
消防計画届出年月日	平成17年7月8日(本園)	令和1年6月22日(分園)
避難訓練	毎月実施	
防災設備	非常口、消火器、報知器等	
避難場所	高須保育園業務マニュアルによる	

13 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭	高須保育園 0994-47-2029
相談・苦情解決責任者	園長	同上
第三者委員	監事 米倉 明典	米倉建設 0994-44-2425
	監事 竹村 仁	朋愛園 0994-41-3340

14 要望・苦情等への対応方法

苦情解決規定による

15 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	全国私立保育園連盟 保育園賠償責任保険
保険の内容	通常保育対象
保険金額	園児賠責保険 対人 1 事故 10 億円・対物 1 事故 1000 万円

16 個人情報の取り扱い

児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用いたします。

- (1) 当園は、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、正当な理由なく第三者に開示提供、漏洩することはありません。
- (2) 当園の職員は、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、漏洩することはありません。また、その職を退いた後も同様とします。
- (3) 発達・成長において当園が他機関との連携が必要だと判断し、保護者の了解を受けた場合に、他機関への連絡を行い、情報提供及び情報共有をすることがあります。
- (4) 兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うことがあります。
- (5) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。
- (6) 当園のホームページやお便り、帳面に児童の顔が写った写真が掲載されることがあります。